

## ○第4回総会開催のご報告

令和7年3月1日に開催した第4回総会では、議決事項3件について、全ての議案が可決されました。組合員の皆様方には、慎重なご審議のうえ、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

### (1) 出席状況

①組合員数 243名

②当日出席者

	権利数	出席率
出席及び委任状	61	67.90%
議決権行使書	104	
合計	165	

### (2) 総会次第

1. 開会のことば
2. 理事長あいさつ
3. 議長の選出
4. 議事録署名人及び書記の指名（任命）
5. 報告事項  
報告事項 第3回総会以降の経過報告について
6. 議決事項  
議案第1号 令和6年度補正収支予算について  
議案第2号 令和7年度収支予算について  
議案第3号 事業計画の変更（第2回）について
7. 説明事項  
(1) 和光北インター周辺地域のまちづくりコンセプトについて  
(2) 今後の事業の執行について
8. 閉会のことば

### (3) 各議案の審議結果

議案	結果	賛成	賛成内訳		賛成率
			挙手	議決書	
議決第1号 令和6年度補正収支予算について	承認	157	54	103	95.15%
議決第2号 令和7年度収支予算について	承認	161	58	103	97.57%
議決第3号 事業計画の変更(第2回)について	承認	160	59	101	96.96%

### (4) 質疑応答・意見

Q. 予算内訳書の予備費について、令和6年度補正収支予算では3割、令和7年度予算では5割になっています。どのような用途になるのでしょうか。

A. 令和6年度と7年度は保留地処分金として各年度約20億円の収入があります。支出予算に対して収入予算額が大きいいため、支出予算以外を予備費としています。決算において支出が確定したあと、次年度に繰り越すこととなります。

(予算書内訳書についてのご意見) 予算内訳書には繰越金という項目もあり、使う金額と繰り越す金額を分かりやすく整理いただけたらありがたいと思います。

Q. 戸田建設の立替金精算に関して、今後も立替が生じることがあるのでしょうか。

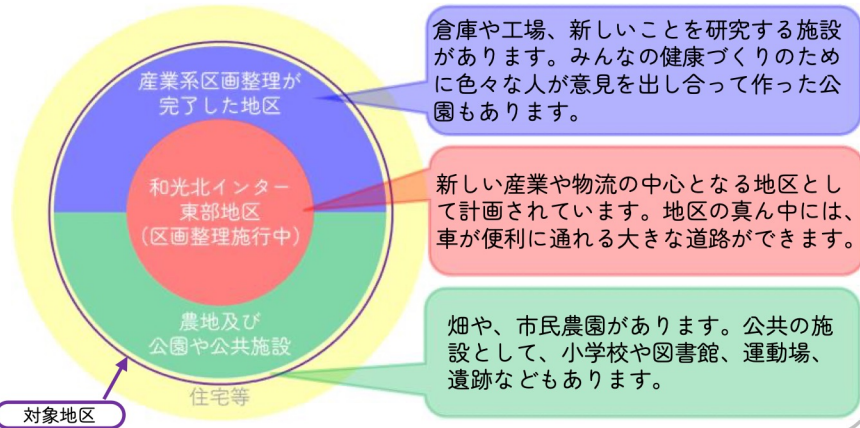
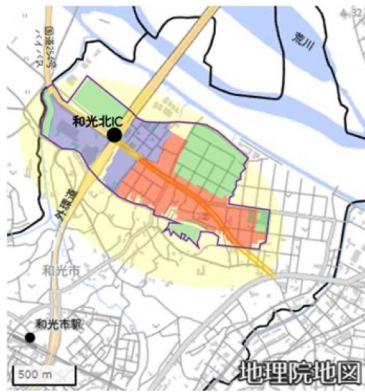
A. 令和6年度で全て精算し、今後生じることはありません。

Q. 和光高校の校舎はどのように扱われるのでしょうか。

A. 組合事業では、敷地の変更のみを行います。必要に応じて塀や囲いの撤去を行うほか、国道254号バイパスがかかる体育館と部室棟の撤去を行います。校舎については、所有者である県の管理のなかで物事が進んでいくと思われま。

## (5) 説明事項<和光北インター周辺地域のまちづくりコンセプトについて>

### 対象地区



### まちづくりコンセプト

#### イノベーション

最先端技術や  
地域との共創などによる  
未来志向の価値の創造

#### ウェルネス

心身の健康と  
地域とのつながりによる  
豊かで充実した  
ライフスタイルの実現

多様な人たちと協働し、賑わいあふれる  
未来志向の魅力的なエリアづくりを目指す

和光市では、本地区を核とした和光北インター周辺地域を対象に、賑わいあふれる未来志向の魅力的なエリアとするため、「イノベーション×ウェルネス」をまちづくりコンセプトとして定めたということです。

和光市より本組合へ、この取り組みへの参画の呼びかけがあり、組合員の皆様には、今後の組合だよりや、総会にて内容をお示ししていきます。

和光市作成「和光北インター周辺地域のまちづくりコンセプト(R6.10.3)」より抜粋

### 土地に関する名義等に変更があったら(権利変動届・代表者選任届の提出について)

権利の移転による名義変更など、権利者に変更が生じた場合は権利変動届を事務局までご提出ください。

また、所有権又は借地権をそれぞれ共有することになった場合は、共有者のうち代表者を指定し、組合にその旨を届出いただく必要があります。

なお、届出様式については、組合事務所で配付または組合のホームページ(<https://wakokita-east.com>)からもダウンロードいただけます。

内容により、仮換地指定の変更が必要となる場合があります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

### 建築行為等には組合への届出が必要です(土地区画整理法第76条の規制区域)

建物の新築、増改築や土地の区画形質の変更等につきましては市の許可が必要です。申請時は組合へ申請書のご提出をお願いします。建物の新築、増改築等をお考えの方は、組合までご連絡・ご相談下さい。

なお、申請様式については組合ホームページよりダウンロードいただけます。

[和光北インター東部地区土地区画整理組合事務所(株式会社サポート和光営業所内)]

電話番号: 048-424-3283 ファックス: 048-424-3286

メールアドレス: [wakokitatoubu@saitama.email.ne.jp](mailto:wakokitatoubu@saitama.email.ne.jp) (新メールアドレス)

担当: 関根、新妻、山本



ホームページ  
QRコード



メールアドレス  
QRコード